

○確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について

(平成 14 年 3 月 29 日)

(／年企発第 0329003 号／年運発第 0329002 号／)

(地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知)

確定給付企業年金の指導に当たっては、以下の事項に留意して、適切に取り扱われたい。

1. 確定給付企業年金の実施事業所及び企業年金基金への指導等

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準を別紙 1 のとおり定めたので、これに基づいて規約の承認及び認可の事務が速やかに行われるよう、確定給付企業年金を実施する事業主(以下「実施事業主」という。)及び企業年金基金(以下「基金」という。)の関係者に対しても、十分な説明及び適正な指導等を期せられたい。

なお、確定給付企業年金は、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられるようにすることを目的とする制度であることを踏まえ、その規約の承認又は基金の設立認可の申請を受理する際には、当基準に基づいて労使合意に至るまでの過程を確認することなどにより、規約の内容が労使間で十分に協議したものであることを的確に確認した上で、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。

2. 確定給付企業年金の事業運営基準について

確定給付企業年金の事業運営基準を別紙 2 のとおり定めたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金(以下「事業主等」という。)が、同基準に基づき事業を適正に行うよう、適切に指導されたい。

なお、基金の福祉施設の用に供する建物の所有権の取得登記及び土地の権利の取得登記に係る登録免許税の免除の手続については、別に定める。

3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項

(1) 申請書類等

事業主等が規約の承認又は基金の設立認可の申請等を行う場合にあっては、以下により申請するよう指導すること。

- ① 規約の承認又は基金の設立認可の申請等は、別紙 3「申請書類一覧」に掲げる書類によること。
- ② 前記①において、次の書類については、様式 C1 に掲げる書類「年金数理に関する確認」が添付されていること。
  - (ア) 給付の設計の基礎を示した書類(様式 C2 参照)
  - (イ) 掛金の計算の基礎を示した書類(様式 C3 参照)
  - (ウ) 財政再計算報告書(様式 C4 参照)
  - (エ) 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類(終了の承認又は解散の認可の申請時の書類に限る。)(様式 C5 参照)ただし、

受託保証型確定給付企業年金の場合は、様式 E2 により作成されたものであること(1. 給付状況の「件数」及び「金額(円)」の欄を斜線とすること。)

(2) 標準処理期間

前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。

(3) 厚生年金基金が確定給付企業年金又は適格退職年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合の取扱い

確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)第107条第2項及び第108条第2項の規定に基づき厚生年金基金が確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法第109条第1項の規定に基づき基金が厚生年金基金となる場合並びに法附則第26条第1項の規定に基づき厚生年金基金が適格退職年金の給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、厚生年金基金又は厚生年金基金の設立事業所になろうとする事業所の事業主は、「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続きについて(平成8年6月27日企国発第33号・年数発第6号)」に基づいて認可の申請に必要な手続きを経ること。

4. 報告書の提出について

事業主等は、毎事業年度終了後4月以内に事業及び決算に関する報告書を提出することとなっているが、当該報告書の受理にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 報告書の内容は、「事業報告書」(様式 C6 参照)及び「決算に関する報告書」(様式 C7 参照)であること。

(2) 決算に関する報告書は、別紙4の「勘定科目説明」に基づいて作成された貸借対照表及び損益計算書(大分類及び中分類ごとに作成すること。)並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類」に、「年金数理に関する確認」(様式 C1)が添付されたものであること。

(3) 基金型企業年金の場合にあっては、監事意見書及び代議員会会議録の謄本又は抄本が添付されているものであること。なお、監事意見書は、別紙5の「企業年金基金監事監査規程要綱」を基準として設けられた監査規定に基づき監事が行った監査の結果を示したものとすること。

(4) 事業年度終了後、報告書の提出までの間に、次の①から⑧に該当した場合には、それぞれ①から⑧に定める取扱いに従い、それぞれ①から⑧に該当する前の状態で当該報告書が作成されていること。また、次の①から⑥及び⑧中の「明記」とは、表題に、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書について(決算日 平成〇年〇月〇日)(旧〇〇〇〇(規約(基金)番号〇〇号)分)」(規約(基金)番号は提出者と異なる場合に記載)と記載することであること。

- ① 法第七十四条の規定に基づき規約型企業年金の統合が行われた場合  
統合後の事業主が、統合前の規約型企業年金分の報告書を、統合前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ② 法第七十五条の規定に基づき規約型企業年金の分割が行われた場合  
分割後の規約型企業年金のうち、「分割前の規約型企業年金の加入者が最も多く加入している確定給付企業年金」の事業主(複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主)が、分割前の規約型企業年金分の報告書を、分割前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ③ 法第七十六条の規定に基づき基金の合併が行われた場合  
合併後の基金が、合併前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で(合併前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。)、合併前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。
- ④ 法第七十七条の規定に基づき基金の分割が行われた場合  
分割後も存続する基金があれば存続基金が、分割により基金が消滅した場合は「分割により設立され、承継した権利義務(分割時の給付現価)が最も大きい基金」が、分割前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で(分割前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。)、分割前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。
- ⑤ 法第八十条の規定に基づき規約型企業年金から企業年金基金への移行及び同法第百八条に規定する規約型企業年金から厚生年金基金への移行により、終了の承認があったとみなされる場合  
移行前の規約型企業年金の事業主(複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主)が、移行前の規約型企業年金分の報告書を、移行前の規約型企業年金分であることを表題に明記した上で提出すること。
- ⑥ 法第八十一条の規定に基づき基金から規約型企業年金への移行により基金が解散の認可があったとみなされる場合  
事業主(複数事業主の場合は当該規約型企業年金の代表事業主)が、移行前の基金分の報告書を、移行前の基金分であることを表題に明記した上で提出すること。なお、移行前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」(様式D参照)を添付すること。
- ⑦ 法第八十三条第二項の規定に基づき基金の解散又は同法第八十三条第一項に規定する規約型企業年金の終了が行われた場合  
清算人が、当該解散基金又は終了規約型企業年金の報告書を提出すること。なお、基金の解散時に解散前の基金の代議員会で報告書の議決を得ていなかった場合は、「事業及び決算に関する報告書を議決した代議員会の会議録を添付できない理由書」(様式D参照)を添付すること。

⑧ 法第百九条の規定に基づき基金から厚生年金基金への移行により基金が消滅した場合

移行先の厚生年金基金が、移行前の基金分の報告書を、代議員会の議決を得た上で(移行前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。)、移行前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。

(5) (1)及び(2)にかかわらず、受託保証型確定給付企業年金の事業主等が提出する事業及び決算に関する報告書の内容については、様式 E2によるものとし、「年金数理に関する確認」(様式 C1)が添付されたものであること。

5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

清算の業務は、供託法等の関連法規によるほか次により取り扱うものであること。

(1) 財産目録等の承認申請

確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。)第 100 条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①から③に代えて、終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し、様式 E2 により作成されたものであること(1. 給付状況の「件数」及び「金額(円)」の欄を斜線とすること。)

① 財産目録

終了日現在において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類及び中分類ごとに作成すること。

② 貸借対照表

終了日現在において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類及び中分類ごとに作成すること。

③ 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類(様式 C5 参照)

終了日現在における積立金の額及び最低積立基準額を算出し作成すること。

(2) 決算報告書の承認

規則第 103 条の規定に基づき地方厚生局長等に提出する決算報告書の承認の申請に関する書類は、次により作成されたものであること。ただし、受託保証型確定給付企業年金の場合は、①及び②の作成を要しないこと。

① 貸借対照表

清算の終了日(基金にあっては、基金の債務の弁済が完了していること。以下同じ。)において、経理単位ごとに別紙 4 の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小分類ごと(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては大分類及び中分類ごと)に作成すること。

② 損益計算書

終了日の属する年度の初日から清算の終了日までの期日について、経理単位ごとの勘定科目ごとの別紙4の「勘定科目説明」の大分類、中分類及び小分類ごと(簡易な基準に基づく確定給付企業年金にあっては大分類及び中分類ごと)に作成すること。

③ 残余財産処分計算書(様式C8参照)

規約に定める方法により分配し、分配が完了した日において作成すること。

(3) 基金から規約型企業年金へ移行した場合の取扱い

① 法第81条第3項の規定により解散の認可があったものとみなされた基金は、同条第2項の承認後、速やかに、財産目録等の承認及び決算報告書等の承認等の基金の解散に必要な手続を経ること。

② 基金の清算が終了した時点において、なお基金の残余財産がある場合にあっては、当該残余財産を移行した確定給付企業年金の年金經理に移換すること。

6. 確定給付企業年金の業務委託法人の指定及びその運営について

確定給付企業年金の業務委託法人の指定要領を別紙6のとおり定めたので通知する。

なお、平成14年4月1日における厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第130条第5項の規定に基づき厚生年金基金がその業務の一部を委託することができるその他の法人及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第128条第5項に規定する政令で定める法人であって、厚生労働大臣の指定を受けて法第93条の規定に基づき事業主等が業務の一部を委託することができるその他の法人(以下「指定法人」という。)になろうとする法人は、平成14年9月30日までに、指定法人となることを記した申請書を厚生労働大臣に申請することにより、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)第67条第1項の指定を受けることができるものとする。

7. 満期保有目的の債権を金融商品会計基準等に準拠して評価する場合の読替えについて

「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)」の別紙3「確定給付企業年金の年金積立金の評価方法について」に基づき、有価証券等の保有区分を適用する場合の技術的な読替えは別紙7のとおりとする。

様式B1

(企業年金基金設立認可申請書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 住所

事業所名称

事業主名称 印

### 企業年金基金設立認可申請書

企業年金基金の設立について、確定給付企業年金法第3条第2項の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

#### 記

1. 基金型企業年金規約(案)
2. 加入員となる者の数を示した書類
3. 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意書
4. 労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表することの事業主の証明書
5. 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
6. 基金資産管理運用契約に関する書類
7. 労働協約等の写し

8. 退職金規程、厚生年金基金規約、適格退職年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類

9. 労使合意に至るまでの経緯

10. 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類

11. 業務委託に関する書類

様式 B2

(規約変更認可申請書)

第 号

平成 年 月 日

<p>厚生労働大臣</p> <p>又は</p> <p>〇〇〇〇厚生(支)局長 殿</p>	
<p style="text-align: right;">申請者 基金番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">基金名称</p> <p style="text-align: right;">理事長名 印</p> <p style="text-align: center;">企業年金基金規約変更認可申請書</p> <p>標記について、確定給付企業年金法第 16 条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 規約の一部を変更する規約(案)</li><li>2. 規約変更理由書</li><li>3. 新旧対照条文</li><li>4. 代議員会会議録の謄本又は抄本</li><li>5. その他必要な書類</li></ol>	

様式 B3

(規約変更届出書)

第 号  
平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

申請者 基金番号

住所

基金名称

理事長名 印

企業年金基金規約変更届出書

標記について、確定給付企業年金法第 17 条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 規約の一部を変更する規約(案)
2. 規約変更理由書
3. 新旧対照条文
4. 代議員会会議録の謄本又は抄本
5. その他必要な書類

様式 B4

(企業年金基金合併認可申請書)

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号

住所

基金名称

理事長名 印

### 企業年金基金合併認可申請書

次に掲げる企業年金基金との合併について、確定給付企業年金法第76条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 合併しようとする基金の名称、基金番号及び加入者の数
2. 合併により設立される基金の名称及び住所又は合併後存続する基金の名称

### 記

1. 合併により設立される基金規約(案)
2. 合併により設立される基金の給付設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
3. 代議員会会議録
4. その他必要な書類

様式 B5

(企業年金基金分割認可申請書)

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号

住所

基金名称

理事長名 印

### 企業年金基金分割認可申請書

企業年金基金を次のように分割することについて、確定給付企業年金法第 77 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 分割しようとする基金の名称及び基金番号
2. 分割により設立される基金の名称、住所及び加入者となる者の数又は分割存続する基金の名称及び加入者となる者の数
3. 分割により設立される基金が承継する権利義務の限度

### 記

1. 分割により設立される基金規約(案)
2. 分割により設立される基金の給付設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
3. その他必要な書類

(基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書)

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号

住所

基金名称

理事長名 印

基金型企業年金の権利義務の移転(承継)承認申請書

次に掲げる基金型企業年金の権利義務の移転(承継)について、確定給付企業年金法第79条第1項(第2項)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

1. 権利義務の移転を申し出ようとする企業年金基金の名称及び基金番号
2. 権利義務を承継しようとする企業年金基金の名称及び基金番号(実施していない場合は基金の名称のみ)
3. 移転する権利義務の限度

記

1. 代議員会の会議録
2. 労使合意に至るまでの労使協議の経緯

(企業年金基金解散認可申請書)

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号

住所

基金名称

理事長名 印

企業年金基金解散認可申請書

標記について、確定給付企業年金法第 85 条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 解散理由
2. 認可申請前 1 ヶ月以内の財産目録及び貸借対照表
3. 認可申請前 1 ヶ月以内の積立金の額並びに当該時点を事業年度の末日とみなして算定した最低責任準備金額及びその算定の基礎となった書類
4. 解散後における財産の処分の方法
5. 基金の事業を継続することが不可能となったことを証する書類(基金の事業の継続が不可能となったことを理由に解散する場合)
6. 企業型年金の資産管理機関に残余財産を移管する場合は、加入者の 1/2 以上の同意を得たことを証する書類(確定拠出年金に資産を移換する場合)

7. 代議員会会議録の謄本又は抄本

様式 B8

(企業年金基金財産目録等承認申請書)

第 号

平成 年 月 日

〇〇〇〇厚生(支)局長 殿

清算人 住所

氏名 印

企業年金基金の解散に伴う財産目録等承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第 60 条の規定に基づき、財産の状況について調査を行った結果、別添の財産目録及び貸借対照表のとおりとなりましたので、承認申請します。

記

基金番号

住所

基金名称

理事長名

様式 B9

(企業年金基金決算報告書承認申請書)

第 号  
平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

清算人 住所

氏名 印

清算終了に伴う決算報告書の承認申請書

下記の企業年金基金について、確定給付企業年金法施行令第 63 条の規定に基づき、別添の決算報告書のとおり承認申請します。

記

基金番号

住所

基金名称

理事長名

様式 C1 (例)

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。

(規約型企業年金の場合)

規約番号： 号

実施事業所名：

(基金型企業年金の場合)

基金番号： 号

基金名：

- 給付の設計の基礎を示した書類
- 掛金の計算の基礎を示した書類
- 財政再計算報告書
- 決算に関する報告書
- 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書

平成 年 月 日

年金数理人番号 \_\_\_\_\_

年金数理人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(所属法人名： )

(留意事項)

1. 確認した書類の□欄にチェックを入れること。
2. 2以上の厚生年金適用事業所で実施する規約型企業年金については、実施事業所のうち主たる実施事業所の名称を記載すること。

3. 簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係る平成19年3月31日までを計算基準日又は財政決算日とする書類については、年金数理人番号、年金数理人氏名及び印の欄は記載を要しない。ただし、所属法人名の欄に年金数理業務の業務委託先の名称を記載すること。

様式 C2—ア

規約(基金)番号 号

実施事業所(基金)名

給付の設計の基礎を示した書類

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の場合)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

(施行日：平成 年 月 日)

様式 C2—イ 給付の設計の基礎を示した書類

1. 給付の区分 ( ) <以下給付の区分ごとに作成すること。>

2. 給付の種類

老齢給付金     脱退一時金     遺族給付金     障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

全ての被用者年金被保険者     一部

具体的な範囲

( )

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時
- 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
- その他( )
- 選択制(※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり

具体的に

( )

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月到達時
- 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時
- その他( )

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位
- 年単位
- その他

( )

4. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法
- 令第24条第1項第2号の方法
- 厚生年金の標準報酬月額
- 退職金規程・給与規定・その他( )に規定される

( )

別途定めるポイント

令第 24 条第 1 項第 3 号の方法

定額

厚生年金の標準報酬月額

退職金規程・給与規定・その他( )に規定される  
( )

別途定めるポイント

(再評価の方法)